**向日市公共下水道条例施行規程 一部抜粋**

**（排水設備の計画の確認）**

**第５条　排水設備の計画の確認を受けようとする者、又は確認を受けた計画を変更しようとする者は、工事着手の7日前までに排水設備計画工事確認申請書（様式第1号又は様式第2号）に次項に規定する書類を添付して正副2通を管理者に提出しなければならない。**